

## 規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「一四七万円」を「五十六万四千元」に改め、同表の備考一中「所得税額」を「所得割の額」に、「扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額）」を「扶養義務者（以下この号及び次号において「扶養義務者」という。）の法第五十八条の八第一項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改め、同表中備考二を備考三とし、備考一の次に次のように加える。

二 所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定するものとする。

イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して算定する。

ロ 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

ハ 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務

者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり算定する。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項第二号の規定により市町村民税が課されないこととなる者 所得割の額は、零とすること。

(2) (1)に該当しない者 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に定める金額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。